

別紙

(2) iPad・iPhone(2025 年 9 月以降にレンタル取扱いを開始した iPhone、iPhone Pro、iPhone ProMax、iPhone Plus、iPad、iPad Pro、iPad Air) について

項目	金額(本件モバイル端末または付属端末 1 台あたり)	
紛失時損害金	1. 紛失時損害金の額は、紛失等をした本件モバイル端末または付属端末自体の利用期間に応じ下表を適用します。 ※契約期間ではありません。	
	利用期間	金額(不課税)
	2 年未満	100, 000 円
	2 年以上	7, 000 円
	2. 当該利用期間の起算日は、以下の通りです。 (1) レンタルサービス開始時における本件モバイル端末または付属端末の引渡日の翌月 1 日 (2) 本件モバイル端末または付属端末の紛失等が発生し、項番 13(2)により代替機の貸与を受けた場合には、当該代替機を当社が発送した日(複数回紛失などした場合には、直近の紛失等に基づく代替機の発送日)の翌月 1 日	
毀損の場合における 損害金(上限額)	実費	
未返却の場合における 損害金	100, 000 円(不課税)	

以上